

第 1001 回教育委員会 会議録

平成 26 年 10 月 9 日

14:00～14:30

①開 会

<長南委員長> それでは、ただいまから、第 1001 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員 の氏名

<長南委員長> 会議録署名委員に、菊川委員 と 涌井委員 を指名いたします。

③会期の決定

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<長南委員長> 議事に先立ち、報告があります。
(1) 「平成27年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況（9月末現在）」について、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長> ≪ 報 告 ≫

<長南委員長> 御質問等ございますか。

<長南委員長> なければ、(2) 「平成27年度震災による福島県等からの本県県立高等学校への受検に係る実施要項について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長> ≪ 報 告 ≫

<長南委員長> 御質問等ございますか。

<長南委員長> 先日あった、中学生の主張大会に、福島から来ている生徒が出場していました。

<高校教育課長> 県外から受検をするという生徒はいなくなりましたが、現在、県内に在住していて、そのまま本県の高校に受検するという生徒がいます。

<長南委員長>

ほかになければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<長南委員長>

議第1号「博物館に相当する施設の指定について」、文化財・生涯学習課長より説明願います。

<文化財・生涯学習課長>

《 議第1号 説 明 》

<長南委員長>

御意見、御質問等ございますか。

<小 嶋 委 員>

博物館に相当する施設としては、他にどこがあるのですか。

<文化財・生涯学習課長>

他には、山形大学附属博物館、天童市美術館、山寺芭蕉記念館、最上義光歴史館です。

<小 嶋 委 員>

年間何人くらい来園者がいるのですか。

<文化財・生涯学習課長>

約3万2千人です。大人が1万5千人、高校生以下が1万7千人になります。休みの日に家族連れの利用などがあります。

<長南委員長>

蔵王へ行く道の途中にありますので、蔵王に行く方がその行き帰りに、ちょっと寄ってみようという気になるのかもしれないね。

<長南委員長>

ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<長南委員長>

御異議なしと認め、議第1号は、原案のとおり可決いたします。

<長南委員長>

次に、議第2号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課 教職員室長より説明願います。

<教職員室長>

《 議第2号 説 明 》

<長南委員長>

御意見、御質問等ございますか。

<長南委員長>

廃校となる4校の生徒数はどのくらいですか。

<教職員室長>

ただいま、生徒数の資料をもっていないのでわかりません。これらの中学校は、現在休校となっており、生徒は小国中学校に異動しています。休校から廃校にするという手続きです。

- <小 嶋 委 員> 鶴岡工業高校についてですが、学科名から「システム」を削っただけのようですが、どのような理由からでしょうか。
- <高校教育課長> 十数年前の学科改編時には学科名に「システム」をつけることが流行していましたので、「システム」をつけて名称を決めていましたが、現在は、工業分野では「システム」というのは当然であるとの理由から、学科名から「システム」をとって本来の名称に戻しているという流れがあります。鶴岡工業高校は今回学科改編があるので、それに伴い学科名を変更していますが、学科改編が行われない学校につきましては、旧来の名称のままとなります。
- <小 嶋 委 員> 以前は「システム」がついているほうが恰好が良いと思われていたということですかね。
- <高校教育課長> そのような傾向はあります。
- <長南委員長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <長南委員長> 御異議なしと認め、議第2号は、原案のとおり可決いたします。
- <長南委員長> 次に、議第3号「特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課 教職員室長より説明願います。
- <教職員室長> ≪ 議第3号 説 明 ≫
- <長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。
- <長南委員長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <長南委員長> 御異議なしと認め、議第3号は、原案のとおり可決いたします。
- <長南委員長> 次に、議第4号「平成28年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について」、高校教育課長より説明願います。
- <高校教育課長> ≪ 議第4号 説 明 ≫
- <長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。

- <長南委員長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <長南委員長> 御異議なしと認め、議第4号は、原案のとおり可決いたします。
- <長南委員長> 次に、議第5号「平成27年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部への入学者募集について」、高校教育課長、義務教育課 特別支援教育室長より説明願います。
- <高校教育課長> <特別支援教育室長> < 議第5号 説 明 >
- <長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。
- <小 嶋 委 員> 特別支援学校に入らず、通常の高校に入学して、特別支援学級に入るということはあるのですか。
- <特別支援教育室長> 高校の場合は、特別支援学級がありません。知的の障がいがない場合は、通常の高校に入学することもあります。
- <小 嶋 委 員> 通常の高校に入学するのは、例えばどのような生徒ですか。
- <特別支援教育室長> 自閉症などの情緒学級というものがあり、その学級に在籍している生徒で知的の障がいがない子がいます。そのような生徒には通常に準じる教育がされますので、通常の高校を受検することとなります。
- <涌 井 委 員> 訪問教育とはどのようなものですか。
- <特別支援教育室長> 例えば、病弱で寝たきりのような場合は教員がお宅に出向いて、その生徒にあった絵本や、音の出る教材などで刺激を与えたりしています。
- <涌 井 委 員> 特別支援学校に入学定員はあるのですか。
- <特別支援教育室長> 学校の定員を定めてはいますが、子どもさんの行き場を確保するため、実際は定員よりも多い希望があります。
- <涌 井 委 員> 定員より多く希望があった場合はどうするのですか。
- <特別支援教育室長> 施設や教職員から協力をいただき、本来は1クラスのところを2クラス設置するなど、定員より多い学級を設置しています。
高等養護学校の場合は、学校の教室数が決まっていますので、実際は定員が8名のところ、10名くらいを受け入れています。

- <小 嶋 委 員> そのような場合は、教員が増やされるのですか。
- <特別支援教育室長> クラス数に応じて教員数が決まりますので、クラスが増えれば教員が増やされます。
- <長南委員長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <長南委員長> 御異議なしと認め、議第5号は、原案のとおり可決いたします。
- ⑥閉 会
- <長南委員長> これで、第1001回教育委員会を閉会いたします。